

2017（平成29）年度

事業計画



社会福祉法人中野区社会福祉協議会

# 2017（平成29）年度：重点的な取り組み

## 1. 2016（平成28）年度活動評価

2016（平成28）年度は、「第3次中野区民地域福祉活動計画（以下「いきいきプラン」）第1期実施計画」の3年目として、「福祉何でも相談」、「あんしんサポート事業」、「社会福祉法人との連携事業」等の強化、充実を図った。また、社会福祉法人改革を目的とした改正社会福祉法により、理事・監事、評議員の役割の明確化等、経営組織のガバナンスの強化を図るため、本会も定款変更を行った。

国では、昨年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、新たな時代に対応した「地域共生社会」の実現を目指す地域福祉のあるべき姿として「我が事・丸ごとの地域づくり」を打ち出した。その中では、制度が対象としない（制度のはざまにある）生活課題の対応や複合的な課題を抱える世帯に対応し「地域共生社会」を実現するために、①地域住民が「我が事」として行政と協働して主体的に課題解決に取り組むこと、②縦割りにならない「丸ごと」の総合相談体制の整備が必要である、と指摘している。この「我が事・丸ごとの地域づくり」は、本会の「いきいきプラン」の中で標榜し、取り組んできた理念とまさに重なるものである。

また、中野区においては地域包括ケアシステムの実現のために「(仮称)地域包括ケアシステム推進プラン」を策定中であり、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業の実施が予定されている。この4月より、区民活動センター単位に「地区担当（アウトリーチチーム）」が設置され、潜在的なニーズの発掘と個別支援を行うとともに、住民主体の活動の立ち上げ支援や地域資源の確保・充実を行っていくとしている。このこともこれまで「地域担当業務」、「福祉何でも相談」等を通じて社協が実施していた役割と重なるものである。

2017（平成29）年度は、いきいきプラン第1期実施計画の4年目となる。次期実施計画策定の準備をすすめるため、それぞれの取り組みの総括と次期に向けての協議を行うとともに、既存の取り組みの充実・発展を図っていきたい。特に、「地域担当業務」、「福祉何でも相談」等の強化・発展により、制度のはざまの課題への解決、そのための地域資源の創出に取り組むたい。また、養成講座等の実施や様々な事業の実施を通して新たな福祉人材の確保・育成も重点的に取り組むたい。住民主体の地域福祉活動を活性化し支援することが社協の役割でもある。関係機関と連携・協働を行い、区民の誰もがいきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現を目指したい。

## 2. 2017（平成29）年度重点的な取り組み

### （1）制度のはざまにある福祉的課題に対応する「福祉何でも相談」の充実・強化

福祉何でも相談、ほほえみサービス、権利擁護事業、生活福祉資金等の様々な社協の相談窓口で明らかになってきた社会的孤立に起因する「中高年の引きこもり」や「ゴミ屋敷」、「高齢者の住まいの問題」、「高齢者虐待」、「障害者の高齢化」等の様々な課題について、地域住民とともに考え、区民活動センター単位で編成される予定の「地区担当（アウトリーチチーム）」や地域包括支援センター等と連携し、支援を継続しながら住民主体の活動も含めた新たな地域資源の開発等を行う。

### （2）(仮称)中野区地域包括ケアシステム推進プランと地域福祉活動人材の発掘・養成

(仮称) 中野区地域包括ケアシステム推進プランの中で、日常生活に必要な生活支援サービスは、住民主体の助け合い活動やボランティア活動の自主的な取り組みが重要と位置づけられている。介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護予防・生活支援サービスの住民主体の訪問型サービスについては引き続き状況の把握に努め、不足するようなことがあれば、これまでのほほえみサービス事業が住民参加の家事・介護サービスを提供してきた蓄積を基に、引き続き参入を検討する。

生活支援サービスの担い手養成については、住民が担い手として家事や介護の活動を行ってきたほほえみサービス事業のこれまでの実績を生かし、介護予防・生活支援サービスの担い手養成講座を実施し、支援を必要とする区民の日常生活を支える担い手を増やす。

地域活動を担う新たな活動者、人材の発掘、養成をこれまでの本会のノウハウを駆使しながら、区内社会福祉法人や関係機関との連携により実施する。また、これまで参加が少ない子育て世帯層や学生、元気なシニアが地域活動の担い手として参加できる仕組みを検討、構築する。

### **(3) 組織内の人材養成・研修体制の充実**

地域福祉課題の多様化、潜在化、複合化に対応できるコミュニティソーシャルワーカーとしての資質を高めるため、研修要綱、研修体系の見直しとともにOJT、スーパービジョンの機会の提供、あわせて外部機関を活用して職員ストレスチェック、カウンセリングの強化などを行うなど、必要な職場内の環境整備に努める。

### **(4) 事務の効率化、業務改善を前提とした福祉基金の計画的な運用による人員の充実**

地域担当業務をはじめとする地域から期待される社協の役割を遂行するため、事務の効率化、業務改善を行う。まず各自の業務分析を行い、無駄な事務を省略化し、組織全体として業務改善を進めるが、業務遂行上必要な取り組みで独自財源の投入を要する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、必要なマンパワーを確保することで、中野の地域福祉推進のための乗り組みを行う。

## **3. 2017（平成29）年度主な事業**

### **(1) 多様な区民同士の交流の場の拡大（いきいきプラン重点目標①）**

#### **①多様なサロンの立ち上げ支援と必要な区民への周知**

平成29年度は、さらなるサロンの拡大に努めるとともに、地域での交流の場を必要とする人に身近な地域の居場所情報が行き届くように「地域の居場所情報一覧」の活用を関係機関・者と協力して進める。また、「中高年の引きこもり」など、何らかの課題のある方への地域とのつながりをつくる支援の一つとして、孤立している当事者や家族が参加しやすい居場所づくりを地域住民と協力して立ち上げるなど、様々な居場所を中野区や関係機関と連携し住民主体の活動を増やす。

#### **②地域の居場所のネットワークづくり**

地域の居場所情報一覧掲載団体との情報交換会については、平成28年度に日常的な圏域（区民活動センター単位、すこやか福祉センター単位）で実施し、連携・協働の意義について確認することができた。平成29年度も継続して実施し、地域の見守り支えあい活動を推進する機運をつくる。さらには、住民だけでは解決しにくい課題には中野区をはじめとする関係機関・団体、特に社会福祉法人と協力・連携を強化し解決を図る。

## **(2) 地域活動の担い手の確保 (いきいきプラン重点目標②)**

### **①地域活動担い手養成講座の開催**

平成28年度にこれまでの社協内の各事業で実施してきた研修・講座を新たな人材の発掘・育成を意識して、総合的に再編し「地域活動担い手養成講座」として実施したが、新たな参加者もあったが、参加者の多くがすでに活動中の方であった。「地域デビュー」を促進することも必要であるが、活動の幅を広げ、活動の視点を変える等、活動の振り返りやブラッシュアップの要素もニーズが高いことが分かった。平成29年度は体験型の要素を重視し、区内の地域活動団体、福祉施設等の協力を得て活動機会の情報提供を実施するなど、学びと地域活動への参加を前提としたプログラムに変更し、地域活動に参加する区民を増やしていく。

また、平成28年度から中野区より受託している介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体のサービスの担い手養成講座については、区と協議の結果、平成29年度は年2回に拡大して実施する。

### **②区内社会福祉法人、企業が進める地域貢献活動への支援**

社会福祉法人との連携においては、区内福祉施設が貴重な地域資源となっていることを認識し、地域における公益的な取組みの支援を行うとともに、法人間の連携のあり方について協議を継続し、新たな協働の取組みを検討する。また平成28年度より作成している「社会資源情報カード」の情報更新と地域住民との接点の場を多くすることにより活用を進め、地域における公益的な取組みの促進を図る。

区内企業については、地域における公益的な取組みについての理解を進め、地域活動団体等とのコーディネートを積極的に行う。

## **(3) 困ったときに助けあえる地域を作る (いきいきプラン重点目標③)**

### **①高齢者困りごと支援事業、ほほえみサービスの周知及び地域の社会資源との連携強化**

高齢者困りごと支援事業は、関係機関への出張説明や地域に出向いて説明会を実施したことで相談件数は増えている。相談者の多くは福祉サービスの制度につながっていない方が多く、継続的な見守り支援が必要な場合が多い。また、ほほえみサービスも、介護保険の仕組みと違い、制度外の柔軟なサービス提供に努めており、結果、利用会員数も増えており、今後も住民同士の助け合いの仕組みとしてのさらなる強化・発展を行う。

平成29年度は、制度外の仕組みとして、医療機関の待合室や高齢者会館、図書館での説明会や対面での説明を行い、気軽に相談できる窓口として周知を図り、相談者を必要なサービスや関係する団体にコーディネートしていく。登録サポーターや協会員が活動することで、近隣での見守り支えあい活動につながることもなるため、中野区をはじめとする関係機関や地域の活動団体との連携を深め、在宅高齢者の生活を支えていく。

### **②介護予防・日常生活支援総合事業の住民のボランティアによる訪問型サービスへの参入**

平成28年度は区と訪問型サービス(ボランティア等による日常的な家事支援等の生活援助)参入の可否について協議を継続してきたが、平成29年度当初の参入は見合わせることにし、区と継

続して協議を進め、状況を見て参入することも検討する。

### ③第4回なかの地域福祉推進フォーラムの開催

いきいきプランの重点目標③「困ったときに助けあえる地域を作る」をテーマとして開催し、区内の居場所情報交換会や社会福祉法人の情報交換会等の地域福祉活動に携わる活動団体の連携・協働につながる機会とする。また、地域活動団体による展示・交流スペースを設け、地域活動への関心がある区民の地域活動デビューを支援する。

## (4) 解決しにくい課題にみんなで取り組む(いきいきプラン重点目標④)

### ①あんしんサポート事業の内容の充実

平成28年度のあんしんサポート事業の契約件数は13件となり、ほぼ目標件数となった。また、利用を促進するためにオプションメニューの充実(賃貸アパート居住支援サービス)等を図った。周知が進み、相談件数は徐々に増えているが、家族・親族関係に課題がある方が多く、死後の手続き支援を希望しても契約に至らない場合が多い。平成29年度は地域包括支援センターや介護保険事業所等へ出向いた事業説明会を行い、周知を図るとともに、死後の手続き支援の預り金、契約内容の見直しを行い、契約件数の拡大を図る。

### ②就労につながりにくい生活困窮者への対応

生活福祉資金借受人や社協内の相談窓口で就労に悩む区民を対象としたフォローアップセミナーを開催した。参加人数は少なかったが、セミナーを通じて個別相談を受けることで自信をつけるきっかけとなった。生活困窮者自立支援相談機関である「中野くらしサポート」等の関係機関とも連携し、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルに課題がある若い世代が、就労や社会参加につながるように、セミナーの開催等の支援を行う。

### ③福祉何でも相談の実施と関係機関との協働による地域資源の創出

福祉何でも相談窓口を持ち込まれた相談は、電話だけで解決する事柄や長期にわたって支援を行うケース等様々であるが、中高年の引きこもりや、ゴミ屋敷・高齢者の住まいの問題など、すぐには解決できない相談や、現在の制度では対応できない課題が多い。これまで区民の有志と協議してきた「中高年の引きこもり」をテーマとしたサロン開催という、地域資源の開発によろやくつなげることができた。平成29年度は、中野区が区民活動センター単位で編成する「地区担当(アウトリーチチーム)」と連携を図り、区民や関係機関と協議し、新たな地域資源の開発に取り組んでいく。

## (5) 組織基盤の整備・強化

社協会員の増強については、普通会员の減少が顕著であり、新たな開拓が必要である。そのためには、会員増強策について理事会において協議を進めるとともに、区民、関係者への本会の取り組みについて、より一層の周知を会費の必要性も含めて取り組む。また区内の企業、事業所に対して、会員としての協力だけではなく、地域における公益的な取組みについての理解・協力を求め、継続的な関係の構築を行う。

# 2017（平成29）年度 事業体系（事業一覧）

## 社会福祉事業

### 1 法人運営事業

- (1) 法人運営
  - ◇理事会・評議員会・監事
  - ◇社協会員
  - ◇人事・研修
  - ◇危機管理（大規模災害時の対応）
  - ◇苦情対応（苦情解決委員会）
  - ◇管理・運営（情報セキュリティ、一般管理、経理事務等）
- (2) 企画・広報等
  - ◇いきいきプラン（第3次中野区民地域福祉計画）の推進・評価
  - ◇地域福祉推進フォーラム
  - ◇広報（「ハピネスなかの」の発行、ホームページの管理等）
  - ◇顕彰
- (3) 関係団体との連絡調整 ——◇連絡調整  
(民生児童委員協議会、区内社会福祉法人との連携、介護サービス事業所連絡会)
- (4) 財務
  - ◇自主財源の確保（寄付金、資産運用等）
  - ◇基金・積立金（福祉基金、ボランティア基金、退職金積立金）

### 2 地域福祉事業

- (1) 福祉何でも相談 ——◇総合相談（個別支援、関係機関との連絡調整、社会資源の開発）
- (2) 地域の居場所づくり事業
  - ◇まちなかサロン事業の機能充実
  - ◇居場所づくり連携・調整
  - ◇新規サロンの創出・開発／既設サロンの拡充
- (3) 高齢者困りごと支援事業
  - ◇高齢者困りごと相談 ——
    - ◇相談・コーディネート
    - ◇サポーター養成
- (4) ほほえみサービス事業
  - ◇コーディネート
  - ◇会員管理、運営委員会
- (5) 犯罪被害者等緊急生活サポート事業
  - ◇犯罪被害者等緊急生活サポート事業 ——◇犯罪被害者等緊急生活サポート事業
- (6) 生活支援サービス担い手養成講座

3 ボランティア活動推進事業

- (1) ボランティアセンターの運営 — ボランティアセンターの運営 —
- ◇ボランティア相談
  - ◇情報提供・発信
  - ◇普及・啓発
  - ◇団体活動支援・ネットワークづくり
  - ◇地域活動担い手養成講座

(2) 避難者の寄り添い支援事業（避難者の孤立化防止事業）

- ◇避難者の寄り添い支援事業 —
- ◇サロン運営・支援
  - ◇情報提供
  - ◇個別訪問等

(3) 災害支援

- ◇災害支援 — ◇災害支援

4 生活困窮者自立支援事業

- ◇学習支援 — ◇小学生高学年学習支援（しいの木塾）

5 助成事業

- ◇助成事業 —
- ◇地域福祉活動助成
  - ◇福祉施設地域活動助成
  - ◇在宅福祉活動助成
  - ◇障害者団体助成・区民活動団体助成
  - ◇ボランティア・NPO団体立ち上げ助成

6 生活福祉資金貸付事業

- ◇生活福祉資金貸付事業 —
- ◇貸付相談
  - ◇償還事務
  - ◇貸付後アフターフォロー

7 受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業 — ◇受験生チャレンジ支援貸付事務

8 福祉サービス利用援助事業

- (1) 福祉サービス利用援助事業 —
- ◇地域福祉権利擁護事業
  - ◇緊急日常金銭管理・書類預かりサービス
  - ◇苦情解決

- (2) あんしんサポート事業 — ◇あんしんサポート事業

9 成年後見支援事業

成年後見支援事業 — ◇成年後見支援事業— ◇成年後見支援事業

10 法人後見・法人後見監督事業

法人後見・法人後見監督事業 — ◇法人後見・法人後見監督事業  
◇成年後見人等報酬・申立費用助成

11 歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動 — ◇歳末たすけあい運動— ◇歳末たすけあい運動

12 応急援護資金貸付事業

応急援護資金貸付事業—◇応急援護資金貸付事業— ◇応急援護資金貸付事業

13 ファミリー・サポート事業

ファミリー・サポート事業運営受託

└◇ファミリー・サポート事業の運営 — ◇相談・コーディネート  
◇会員講習等  
◇会員管理

**公益事業**

1 要介護認定調査事業

認定調査指定事務受託業事業

└◇認定調査事務受託調査事業 — ◇認定調査事務受託事業

2 社会福社会館管理運営

社会福社会館の指定管理

└◇社会福社会館の指定管理 — ◇社会福社会館維持管理  
◇会議室貸出  
◇防火管理等

# 事業別計画

## 1. 社会福祉事業

### (1) 法人運営事業

#### ①法人運営

##### ア. 理事会・評議員会（理事 14 名、評議員 21 名）

社会福祉法人改革を目的とした社会福祉法の改正により、本会においても理事・監事、評議員の役割の明確化等、経営組織のガバナンスの強化を図るため、定款変更を行いました。定款変更に伴い、評議員の選任にあたっては、新たに評議員選任・解任委員会を設置しました。新たな体制の中で、本会の意思決定、議決機関としての役割とともに、経営改善や自主財源の確保、「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の進捗状況の管理などを通じ、地域福祉活動推進への意見集約を行います。

##### イ. 社協会員

区民に向けて社協事業の理解を助け、社協会員になることが、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりの推進につながることを伝えていきます。会員増強月間(年2回)を設け、民生児童委員、役職員と協力して会員増強活動にも取り組みます。地域の様々な企業へ会員の加入を呼びかけ、さらなる団体会員、特別会員の増強にも努め、地域福祉の賛同者を広げていきます。

<参考：会員数の推移>

年 度	2015	2016（見込み）	2017（計画）
普通会員 （個人、商店、グループ）	2,942人	2,823人	2,950人
団体会員 （町会、社会福祉法人、老人クラブ等）	218団体	217団体	220団体
特別会員 （個人、企業等）	118人・団体	125人・団体	130人・団体

##### ウ. 人事・研修、資格取得の奨励

地域の課題に対応すべく、専門業務に関する資質向上を図ります。特に、複雑な課題を抱える対象者を様々な関係機関と連携して解決へみちびく仕組みをつくるため、定期的に総合相談担当者会（月1回開催）や事例検討会を行い、職員全体で共有し、社会資源の開発も含めた地域支援のあり方を学んでいきます。また、研修要綱、研修体系の見直しとともにOJT、スーパービジョンの機会の提供、あわせて外部機関を活用して職員ストレスチェック、カウンセリングの強化を行うなど、必要な職場内の環境整備に努めます。

##### エ. 危機管理（大規模災害時の対応）

大規模災害時における事業継続計画に基づき、中野区社会福祉会館の指定管理者として必要な調整を行います。また、中野区との災害支援協定に基づく災害時のボランティア活動について、実際の行動につなげていくために、区及び関係機関との協議を進めます。

## オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

## ②企画・広報等

### ア. 「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の推進

「いきいきプラン推進委員会」を中心に、重点目標ごとに達成目標を定め、第1期実施計画の4年目の取り組みを区民とともに進めていきます。5年計画の4年目にあたる今年度は、これまでの推進状況の成果と課題をふり返り、第2期実施計画の策定の準備を進めます。また、「なかの地域福祉推進フォーラム」を開催し、今年度はいきいきプランの重点目標の一つである「困ったときに助けあえる地域を作る」をテーマとして取り組み、その課題と解決への取り組みを区民に発信していきます。

### イ. 広報

引き続き、定期的な情報の更新、お知らせやFacebookを中心としたタイムリーな情報発信を進めていきます。Facebookについては、幅広い層に見てもらうための工夫や内容の充実を図ります。また広報紙「ハピネスなかの」については、年2回（6月と12月）発行し、発行規模は引き続き区内全戸配布を実施します。

### ウ. 顕彰

昨年度より、団体表彰を追加し長年地域で活動してきた団体の表彰をいたしました。今年度も地域福祉に携わる区民、社会福祉従事者等を対象とした方への顕彰を行い、長年の地道な活動と功績をたたえ、今後の活動の活性化と顕彰式を通じて地域の活動を区民に発信していきます。

## ③関係機関との連絡調整

### ア. 民生児童委員協議会との連携

地域福祉の推進のパートナーである民生児童委員と協力連携し、課題を抱える区民の支援を行います。民生児童委員が抱える課題に寄り添い、福祉何でも相談担当による訪問支援、地域担当や社協の既存のサービスでの柔軟な対応、社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、引き続き民生児童委員協議会で社協事業の周知を行い、支援が必要な区民を社協の相談につなげていただき、課題解決を図るとともに地域福祉の推進を行っていきます。

### イ. 区内社会福祉法人との連携

区民と社会福祉法人が運営する施設との距離を縮め、地域の課題を把握するきっかけとして、施設が地域に貸し出せる物品やスペース、職員の派遣などを一覧にまとめた「社会資源情報カード」を作成しました。これをきっかけに社会福祉法人同士の連携を深め、地域ニーズを把握するため、共同プロジェクトを実施します。年2回の情報交換会を継続し、共同プロジェクトなどの進捗状況の確認や中野区内の社会福祉法人の共通の取り組みを進めます。

### ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営の支援を行います。事業所連絡会を通じて、中野の地域課題や福祉の動向を情報発信し、事業所同士の協力

連携を進めていきます。

#### ④会計・財務

資産管理運用要綱に従い、福祉基金、ボランティア基金の安全かつ効果的な運用を図ります。地域の課題に取り組むための体制づくりに活用していくために、会員増強及び寄付等の周知、地域福祉の推進への協力を企業等へ働きかけ、自主財源の確保に努めます。そのうえで、業務遂行上必要な取り組みに関する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、中野の地域福祉の質の向上をマンパワーにより補っていくことが急務となっています。

## (2) 地域福祉事業

### ①福祉何でも相談の充実

2016（平成28）年度は、事業を開始してから2年目であり、相談員2名（1名専任）を配置して広報を強化してきました。2017（平成29）年度においても訪問・面談などにより、本人や家族に寄り添いながら、福祉サービスにつなげたり、地域とのつながりづくりや新たな地域資源を開拓するなど、地域担当と密接な連携により課題解決にむけて地域とともに取り組みます

相談傾向としては、路上生活にある方や生活困窮状態の方、又それを心配する区民からの相談が増加しました。解決に向けて協議を行うなど、制度の狭間にある課題について、区民や関係機関、区と連携を図ります。

中高年の引きこもりの課題では、3年かけて区民とともに新たな居場所づくりを準備してきました。当事者や家族が気軽に参加・相談できる居場所が、2017（平成29）年4月に立ち上がります。事業の広報はじめ、引き続き支援していきます。

また、すこやか福祉センター圏域ごとの地域包括ケア会議に地域担当が参加するなど、地域課題の共有やアウトリーチなど、区と密に連携して課題解決と地域づくりに取り組みます。

<参考> 新規相談件数 (件) ※3月見込み

年度		2015	2016
新規相談件数		51	63
相談及び支援件数	電話	283	489
	来所	64	91
	訪問	61	154

<参考> 2016年度 新規相談内容 (件) 複数回答有

内容	件数	内容	件数
①病気や健康面に関する事	9	⑩家賃やローンの支払いの事	2
②ゴミ屋敷など住まいに関する事	8	⑪引きこもり、不登校に関する事	6
③生活費に関する事	10	⑫介護に関する事	6
④ご近所関係に関する事	0	⑬老後に関する事	3
⑤仕事探しや就職に関する事	6	⑭窮迫状態に関する事	2
⑥子育てに関する事	1	⑮不安な事	1
⑦DV・虐待に関する事	0	⑯町会自治会に関する事	0
⑧障害の事	8	⑰家族の事	3
⑨家計管理の事	1	⑱その他	20

## ②高齢者困りごと支援事業（中野区補助事業）

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により解決し、安心した在宅生活を送れるように支援するとともに、支えあい、助けあいの地域づくりを促進します。高齢者の気軽な相談窓口の入り口として、福祉何でも相談をはじめ他事業との連携を図り相談体制を強化します。

<主な取り組み>

- ◇ 必要な高齢者にこの事業の情報が届くよう、医療機関を含め、関係機関を通じて事業周知を行います。
- ◇ ちょっとした困りごとはもとより、高齢者の孤独解消、地域との交流を視野に入れた活動支援ができるようサポーターの理解を促す研修を行います。
- ◇ 依頼内容や状況によっては、2人体制でサポート活動を行うなど、きめ細かな対応を行うとともに、サポーターの活動機会を増やします。
- ◇ 複雑かつ多くの課題を抱える高齢者については、訪問による相談を行い本人に寄り添いながら、福祉何でも相談事業と連携するなど解決に向けて、柔軟に取り組みます。

<参考> 高齢者困りごと支援事業実績推移

年 度	2013	2014	2015	2016 (見込み)	2017 (計画)
相談・問合せ数 (件)	694	642	755	1233	1300
活動数 (件)	160	178	194	234	300
サポーター登録数(人)	65	75	86	88	100
職員同行訪問 (件)	39	26	15	48	50

## ③地域の居場所づくり

まちなかサロンは、気軽に集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支え合う関

係づくりの場として、コミュニティの機能の一翼を担っています。2016（平成28）年度は38カ所まで拡がりました。

まちなかサロンの認知度が高まり、区民に確実に認知されてきて、地域活動団体や、福祉団体など多様な団体がサロン活動を実施しています。2016（平成28）年度は、各地域担当が、地域の居場所を15地域269箇所収集し、「地域の居場所情報一覧2016」としてまとめました。この情報をもとに、すこやか圏域での居場所情報交換会を行い、地域で居場所づくりの活動を行っている団体同士のネットワークをつくる動きも出てきており、地域の居場所づくりは活性化しています。

また、子どもの貧困課題に取り組む学習支援や子ども食堂等の居場所ニーズに区民の関心が高まっています。ボランティア活動として新たにに取り組む団体も増えており、中野区内の団体同士のネットワーク「(仮)こどもほっとネット in なかの」が立ち上がりました。これらの活動に対しては、社会福祉法人や企業の社会貢献活動としての関心も高く、区民活動団体とコーディネートすることにより、不足している活動場所・活動資金等の開拓につなげます。

福祉何でも相談、地域担当への相談からみえる地域の福祉課題（引きこもり、社会的孤立、生活困窮等）の解決に向けた社会資源づくりにも取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- ◇ 「地域の居場所情報一覧」の活用および情報の更新とともに、身近な日常生活圏域での居場所のネットワークづくりを進めます。
- ◇ 社会福祉法人や企業、ボランティアグループ等と協働し、ネットワークをつくり、学習支援や食を通じた子どもの貧困問題への取り組みを拡げます。
- ◇ 福祉何でも相談と連携し、福祉課題解決型サロンの創設等の社会資源づくりを行います。

#### ④ほほえみサービス事業（中野区補助事業）

2017（平成29）年度から開始する中野区における介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、要支援認定を受けている高齢者からの家事や外出の付添などの利用相談や登録が増加しています。また、元気な区民や一人暮らし高齢者の体調の急変や退院直後の在宅療養生活などで支援を必要としている区民からの緊急の相談も増加しており、利用会員登録者数、活動件数が増加しています。

一方、活動の担い手である協力会員も微増していますが、今後予測される在宅の高齢者への家事や介護の要望に添えていくためには、より多くの区民の事業への参加が喫緊の課題といえます。これまで地域活動への参加が少なかった子育て世帯層や定年退職後のシニア男性等、幅広い層の区民がだれでも、短時間でも活動に参加できるよう、託児付の説明会を実施します。また、シニア男性の活躍が期待される外出支援の活動内容を明確にした車いす講座の定期開催など新たな取り組みを行い、活動の担い手である協力会員の大幅な増加に取り組みます。

また、支援を必要としている区民からの多様で複雑化している相談に対し、安全かつ安心して在宅生活が継続できるよう地域で支えあうためには、協力会員が活動に必要な知識と技術を積極的に習得し、スキルアップすることがより一層求められています。

活動に必要な協力会員研修を実施し、協力会員の資質向上と、未活動の協力会員が活動に参加

するきっかけをつくります。

<主な取り組み>

- ◇新規に、託児付きの協力会員説明会も設け、子育て世帯層の参加を促進します。また、協力会員の登録が少ない地域で、研修と出張協力会員説明会を同時に開催し、協力会員を増やします。
- ◇協力会員が活動に参加する幅を広げるための研修会を17回実施し、協力会員のスキルアップをめざします。
- ◇区民からのニーズが増加している通院の付き添い、退院直後の介護のお手伝いなど外出支援のできる男性協力会員を増やすため、車いす講座を実施します。
- ◇一人暮らし高齢者、高齢世帯、産褥時の支援など、高齢者困りごと支援事業や福祉何でも相談と連携し、家族の介護負担軽減、日中独居高齢者の見守りや地域交流、虐待の予防等につなげます。
- ◇あんしんサポート事業と連動し、高齢になって頼れる親族がない場合でも、安心して地域で暮らしていけるよう、日常的な生活支援に対応し、家事・介護のサービスを柔軟に対応します。

<参考> 会員数及び活動実績の推移

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (見込み)	2017 (計画)
協力会員 (人)	304	306	317	323	280	287	320
利用会員 (世帯)	560	552	613	612	605	660	700
賛助会員 (口数)	226	203	177	172	162	180	180
提供時間 (時間)	18,207	18,412	20,957	21,613	21,172	22,000	23,000
件 数 (件)	11,185	11,373	12,863	13,307	13,111	14,100	15,000

**⑤生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）**

2017（平成29）年度から開始する中野区における介護予防・日常生活支援総合事業の住民参加型活動の担い手を養成するため、2016（平成28）年度から、新規に中野区の委託を受けた取り組みです。介護予防・生活支援サービスに関心があり、地域での住民主体活動を希望する区民を対象に、全12科目からなる生活支援サービス担い手養成講座を実施しました。介護保険制度をはじめ、援助を必要とする高齢者の特徴を学ぶことで、家事や介護などの知識の習得やスキルアップを図り、地域の多様な場で活躍できる担い手を増やします。

2016（平成28）年度は、実人数79名、延べ人数160名が参加しました。

<主な取り組み>

- ◇12科目の中から、生活支援サービスの担い手として活動するにあたり必要不可欠な知識である6科目を必須講座として実施します。また、必須科目の受講者には修了書を発行し、生活支援サ

ービスの担い手として意識付けを行い活動につながるようにします。

◇体験型の科目においては託児を設け、子育て中の方でも参加できるよう準備して、若い世代の地域活動への参加を促します。また、車いす介助などの外出支援ができる担い手の養成として、男性をターゲットに新たな担い手の確保についても取り組みます。

#### 〈参考〉2016（平成28）年度 生活支援サービス担い手養成講座 全科目

①介護保険制度と生活支援サービスとは	②リスクマネジメントについて
③介護予防と自立支援について	④高齢者と家族介護者への支援について
⑤高齢者の病気の特徴と心理について	⑥精神疾患の理解と支援について
⑦外出支援の基本的技術について	⑧協力会員意見交換
⑨生活援助の基礎知識について	⑩普通救命救急
⑪活動に役立つコミュニケーションスキル	⑫認知症の最新治療について

### ⑥犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業（中野区受託事業）

犯罪による被害者やその家族又は遺族を対象に、家事や育児等の支援を区からの要請に基づき実施します。昨年度の実績は0件ですが、犯罪被害者から、家事・介護・保育のサービス提供の相談があった時には、いつでも確実に対応できるよう緊急生活支援協力員の研修を実施します。

## （3）ボランティア活動推進事業

### ①ボランティアセンターの運営

個人や福祉施設、ボランティアグループの身近なボランティア・地域活動から、NPO や商店街・企業の地域における公益的な取り組みまで、さまざまな形で広がる活動の支援と、住民一人ひとりのニーズにあったきめ細やかなボランティア相談に対応し、中野区内の地域のボランティア活動推進に取り組みます。

登録ボランティアは、現在約500人ですが、中には未就労者で就労前訓練や病気の回復期等、ボランティア活動を社会参加の機会として活用する人も増えており、ニーズの調整にはより丁寧なコーディネートが求められています。

また、長年活動しているボランティアグループが、高齢化等による担い手の不足から活動継続を危ぶむ声や悩みを訴える相談も増えており、担い手として多様な人材の発掘と養成、新たな活動の開拓や多様な分野とのネットワークの構築など、ボランティア活動の活性化がますます求められています。

#### ア．ボランティア相談

福祉施設からのボランティア依頼が増えている一方で、精神疾患等当事者性のあるボランティア活動希望者も増えています。ボランティアの受け入れ側にも一定のコーディネート力が求められるケースも増えており、施設のボランティアコーディネート力を高めることで、ボランティアニーズの充足を目指します。

また、障害のある人と関わるボランティアが不足しています。講座や事業の実施をとおして、

障害のある人への理解を高めるとともに、ボランティア活動への参画が期待されている男性活動者の掘り起こしを行います。

<主な取り組み>

- ◇ 福祉施設と協働したボランティア講座や施設見学会の実施により、地域のボランティア活動者の掘り起こしを行います。
- ◇ 福祉施設等のボランティア受け入れ担当者の情報交換会を実施し、各施設でのボランティアコーディネート力を高めます。
- ◇ 障害者分野で活動する男性向けボランティア講座の実施

## イ. 情報の提供・発信

情報紙のイベントの参加募集の掲載に比べて、ボランティア募集の掲載をしても区民からの問い合わせが少ないのが現状です。

区民に向けて、興味・関心のある地域情報を含めたボランティア情報を適宜提供することにより、ボランティア活動・地域活動への理解、参加のきっかけづくりを促進します。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティア情報紙「そよかぜ」を毎月1回、6,000部発行します。ボランティア募集情報の掲載方法の工夫、設置先の開拓により、手に取る人が増え、ボランティア活動のきっかけづくりを促進します。
- ◇ 「なかの本（なかのボランティア・NPO情報ブック）「区内でボランティア活動ができる施設一覧」の情報を更新し、ホームページにも公開するなど、区民がボランティア活動に参加するきっかけづくりの情報提供を引き続き実施します。
- ◇ ホームページ、フェイスブックも活用した多様な情報提供ツールを活用し、区民にボランティア・地域活動に参加するきっかけづくりを発信します。

## ウ. 災害ボランティア支援の普及・啓発

区民に地域の福祉課題を知ってもらい、地域で解決する方法をともに考え、区民の地域活動やボランティア活動への参加につなげます。

<主な取り組み>

- ◇ 大規模災害時の災害ボランティアセンターの体制整備を、区と締結した「大規模災害時の相互支援協定」にもとづき、災害時「中野区災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」を活用した立ち上げ訓練を行います。
- ◇ イベントや講座を通して、区内の防災関連団体や近隣地区のボランティアセンターや東京災害ボランティアネットワークなどのネットワークづくりをすすめます。
- ◇ 東松島市社協との災害支援相互協定に基づき、平時からできる区民同士の交流を通して、区民への災害支援・防災意識への啓発活動をすすめます。
- ◇ 災害時に災害ボランティアセンターの運営に協力できる人材の養成をするために、災害ボランティアセンター運営ボランティア養成講座を引き続き行います。

## エ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内で活動する各分野のボランティア・NPO団体及び様々な分野で活動する団体間の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共通認識、相互理解、学習の場を展開することにより共

催事業や協働のきっかけづくりを行います。また、障害者団体の会員の減少や自主財源確保の場の減少について、自主生産販売会等の支援を行います。

<主な取り組み>

◇障害者団体の活動活性化のための自主財源の確保と団体同士の交流の場として、自主生産品販売会を実施します。

◇ボランティアを受け入れている区内の福祉施設の情報を把握し、施設のボランティア受け入れ担当者の情報交換会を実施し、区民が施設ボランティアに参加するきっかけづくりを支援します。

◇学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等の情報交換ができるネットワークを通して、区民に地域の福祉課題の現状を伝えます。

#### オ. 地域活動担い手養成講座の開催

2016（平成28）年度より始まった担い手養成講座は、1講座から参加できるという機会をつくり、新たな参加者を取り込んだだけでなく、すでに活動している人のフォローアップの役割も果たしました。しかし、学びに対する満足度に比べて、新たな地域活動・ボランティア活動につながらなかったため、今年度は講座毎に活動に参加できる情報を紹介する等の工夫をすることにより、学びと体験で活動の参加につなげます。

<主な取り組み>

◇地域活動担い手養成講座の実施には、体験型の要素を重視し、ボランティアグループ、社会福祉施設等との連携、協力を得て活動機会の情報提供を実施します。

◇50講座を実施し、多様な学習の機会を区民に提供し、地域の福祉課題に共感し、活動の担い手として参加する人を増やします。

### ②避難者の寄り添い支援事業（東京都社会福祉協議会補助事業）

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。平成29年3月の住宅供与期間の終了に伴い、居住先の検討や転居等の個別の相談も増えてきていることから、一人ひとりの生活ニーズにきめ細かく対応する個別訪問を継続します。

広報紙を作成し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力関係者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野での暮らしが安心してできるように支援します。

### ③災害支援

東日本財震災後、東松島市の鷹来の森仮設住宅で活動を続けてきたサロン「なかのカフェ」がきっかけで2016（平成28）年5月に東松島市社会福祉協議会（東松島市社協）と災害協定を結び、職員同士の事業交流をはじめています。今年度は、職員同士の事業交流と住民同士の交流事業を実施します。

<主な取り組み>

◇東松島市社協との災害支援協定に基づき、新たな災害公営住宅での住民のコミュニティ

づくりに貢献できるよう「なかのカフェ」を実施し、住民同士の交流を図ります。

◇東日本大震災や熊本地震の災害支援・防災意識が風化しないよう啓発活動に取り組みます。

#### **(4) 生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業）**

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業（事業名「しいの木塾」：中野区受託事業）を実施します。法の主旨に基づき、対象者に学習の仕方を身につけ、学習習慣を定着させることを目指すと同時に、地域の大人が関わり学習支援を通じて、地域とのつながりを持ち、社会的孤立にならない地域づくりを目的に行います。

【対象者】生活保護受給世帯または就学援助認定世帯の小学校6年生110名

【実施場所】区内福祉施設及び大学等 5か所

#### **(5) 助成事業（歳末たすけあい運動募金助成事業）**

地福祉施設が行う区民が参加する交流事業への助成と地域における公益的な取り組み等の先駆的事业への助成(特別加算)を行います。特に地域における公益的な取り組みは、すでに取り組んでいる施設の報告を聞く場を設け、区内の福祉施設に拡げていきます。

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。「いきいきプラン～第3次地域福祉活動計画～」にもある地域の福祉課題解決に資するように、各事業の助成基準を毎年見直します。

##### **① 地域福祉活動助成**

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。助成金を通じて住民同士の交流の場や様々な年代が集まり一緒に活動をする場ができています。地域の活性化につながるよう、歳末助けあい募金を財源とした地域の取り組みを周知し、町会・自治会を通じて拡げていきます。

##### **② 福祉施設地域活動助成**

福祉施設が行う区民が参加する交流事業への助成と地域における公益的な取り組み等の先駆的事业への助成(特別加算)を行います。特に地域における公益的な取り組みは、すでに取り組んでいる施設の報告を聞く場を設け、区内の福祉施設に拡げていきます。

##### **③ 在宅福祉活動助成**

在宅福祉活動を行うボランティア・NPO団体に活動経費の一部を助成し、地域の福祉活動を支援します。子どもの貧困問題に対する取り組みをする団体への助成も新たに行います。

##### **④ 障害者団体助成**

障害者団体が行う自主活動を活性化させることにより、障害者の理解促進のための活動の経費の一部を助成します。

## ⑤区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会等の活動経費の一部を助成します。

## ⑥ボランティア・NPO立ち上げ助成

高齢者、障害者、児童など区民が安心して地域で暮らせるまちづくりを行うボランティア・NPO団体の立ち上げを支援するため、立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金のPRを強化します。

## ⑦中野区民ふれあい運動会助成

毎年5月に開催される障害のある人ない人がともに楽しむ運動会への助成を行います。

# (6) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

## ①貸付相談

東京都社会福祉協議会からの受託事業として、低所得の世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の自立を図ることを目的に、民生児童委員の協力を得て、低利で資金貸付を行います。特に生活困窮者自立支援相談窓口「中野くらしサポート」が実施する毎月支援調整会議に出席し、綿密な連携をはかり対象者の支援を連携して行います。

また、昨年12月より新たに受託した「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（同給付金を受けた方対象）」の受付業務を実施しています。

## ②償還相談（アフターフォロー事業）

貸付終了後、償還が始まる前から借受人への定期的な生活状況、経済状況の把握を電話、面接で行い、償還ができるよう相談支援を行います。特に就労がなかなか決まらない、継続できない方については、個別のニーズに合わせた専門家による個別相談などを実施し、継続的に相談支援ができるように働きかけます。

さらに、民生児童委員と連携して、貸付後の世帯の状況把握に努め、情報の共有を行いながら、地域での支援を進めます。

# (7) 受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

2015（平成27）年度に中野区より受験生チャレンジ支援貸付事業を受託し、低所得者層の世帯へ、塾の費用や高校や大学の受験料の貸付を実施しています。2016（平成28）年貸付実績は162件（2月末現在）となっており、昨年度同時期よりも24件増加しています。引き続き、生活福祉資金の教育支援資金との連携も含めた、相談支援の強化を行います。

# (8) 福祉サービス利用援助事業<アシストなかの（権利擁護事業）>

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活を送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

## ①地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

#### ア. 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、書類預かりを行います。ニーズがありながらも本事業につながっていない高齢者や障害者の利用の拡大に取り組むとともに、より利用のしやすい利用料金や利用料減免の方法を検討します。

<参考>地域福祉権利擁護事業契約者数推移（障害別）

年度	認知症 高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
2015	84	3	9	2	98
2016(見込み)	86	3	9	1	99
2017(計画)	98	6	14	2	120

#### イ. 緊急日常金銭管理・書類預かりサービス

行政が介入する緊急対応が必要な区民について、成年後見人が受任するまでの間、一時的に日常金銭管理、書類預かりサービスを行います。

#### ウ. 苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

### ②あんしんサポート事業（中野区補助事業）

身寄りのない1人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後の事務手続きまで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。

#### <サービス内容>

- ・基本サービス…定期訪問（3か月に1回）、あんしん電話（月に2回）、入院バッグお届けサービス
- ・オプションサービス…手続き支援サービス、賃貸アパート居住支援サービス、入院時支援サービス、金銭管理サービス、家事援助・介護援助サービス（ほほえみサービスと協働）、死後の手続き支援、遺言書作成支援 など

<参考>あんしんサポート事業契約件数

年度	2016（見込み）	2017（計画）
契約件数(人)	13	25

### （9）中野区成年後見支援事業（中野区受託事業）

区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

#### ア. 相談業務

専門相談員（弁護士）、社会福祉士の相談員が成年後見制度に関する相談に応じます。また、高齢者・障害者のための無料法律相談を行い、法的な助言が必要な区民からの相談にも対応します。

＜参考＞成年後見支援センター新規相談件数推移

年度	2015	2016 (見込み)	2017(計画)
新規相談件数(人)	391	380	420

#### イ. 講演会、勉強会の実施

成年後見制度を正しく知っていただくため、区民向けの講演会を開催します。また、具体的な申立て方法を説明する成年後見制度申立講座を実施します。区民団体等からの要請による出張勉強会も、寸劇やエンディングノートなどを交えた内容や、サロン活動の合間などの短時間でも聞ける講座メニューを作り実施します。

#### ウ. 成年後見に関する地域ネットワークづくり

福祉関係機関と専門職団体を対象とした情報交換会を開催します。また関係機関の主催する会議などに積極的に参加し、連携の強化を図ります。

#### エ. 後見人のサポート

親族後見人が安心して後見業務を遂行できるように、親族後見人勉強会や個別の相談に対応します。親族後見人勉強会は、一般区民も参加できる講座形式と、具体的な質問がしやすい座談会形式で行います。

#### オ. 成年後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族申立てによる成年後見制度利用に関して、申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。

### (10) 法人後見・法人後見監督事業

被後見人の財産管理・身上監護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。

社会貢献型後見人の公募と養成を計画的に行い、社会貢献型後見人の受任につなげます。

また、後見監督人として社会貢献型後見人の業務を定期的に監督するとともに、安心して後見業務に取り組めるようサポートを行います。

＜参考＞年度末時点の受任件数（法人後見、法人後見監督）、後見活動メンバー人数

	法人後見（件）	法人後見監督（件）	後見活動メンバー (社会貢献型後見人候補者)
2015年度末	2	4	16
2016年度末 (見込み)	0	4	16
2017年度末(計画)	0	7	21

### (11) 歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。

配分金は、地域福祉活動の推進を目的に、地域で様々な活動を行っている団体へ配分していきます。地域活動いきいき募金として、地域活動の活性化等につながるよう配分推せん委員会で検討し、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知するなど、地域の声を反映した配分を行います。

## (12) 応急援護資金貸付事業

低所得で、臨時に出費が必要になった場合と、住所不定者等の就労先への交通費など小額資金の支給を中野区福祉事務所に委託して行います。生活福祉資金の対象とならない相談者や公共料金を滞納しライフラインが止まる寸前の方など、緊急的に支援が必要な方が増加しています。3万円以下の貸付については連帯保証人を必須とせず、償還の支援を行なうことを条件に柔軟に対応していきます。

## (13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

1999（平成11）年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

2015（平成27）年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域子ども・子育て支援事業の1つとしての保育サービスを期待されています。利用会員は一般援助活動で2,000名以上、特別援助活動の登録も300名を超え、毎年確実に増加しています。一方で、子どもを安全に預かるための担い手である協力会員には、一定の研修が必須になるなど質の確保が課題でもあります。

子育て世帯の多様化・複雑化するニーズに応えるため、協力会員を増やし、関係機関との連携をとりながら、子育てしやすい地域づくりをめざします。

また、病児保育や緊急時の預かりなど、働く保護者の臨時的突発的なニーズに安全に対応できるよう、引き続き協力会員の研修を開催し質の確保を行うことで、利用会員が安心して働き続けられるよう支援します。

〈主な取り組み〉

### ◇事業の周知

会員登録講習会を30回開催し、必要な時に利用できるよう事前の会員登録ができるようにします。会員募集チラシを作成し、春と秋に各26,000枚配布し事業をPRします。

### ◇協力会員の確保及び資質向上

安全な活動ができるよう、協力会員に対し研修への参加促進を強化します。子どもの預かりに必要な基礎的な知識の習得を目指す基礎研修、病気の子どもの預かりに必要な専門的な知識の習得を目指すスキルアップ研修を実施します。

### ◇相談の充実等

相談及び受付時間を8時30分から18時まで実施し、柔軟に対応します。また、産褥期の援助等、ほほえみサービス事業と連携した支援や区内保育サービスの情報提供など連携した相談体制で取り組みます。

<参考>ファミリー・サポート事業会員数の推移 ※（ ）は特別援助活動の実績。

年 度	2015	2016 (見込み)	2017 (計画)
利用会員 (人)	1,952 (355)	2,100 (380)	2,300 (380)
協力会員 (人)	305 (108)	350 (109)	360 (120)
両方会員 (人)	212	240	280
計	2,469 (413)	2,690 (489)	2,940 (500)
活動件数 (件)	8,283 (598)	9,600 (600)	9,700 (610)
活動時間 (時間)	16,423 (2,280)	18,500 (2,300)	19,000 (2,350)

## 2. 公益事業

### (1) 要介護認定調査受託事業 (中野区受託事業)

2007 (平成19) 年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険の要介護認定調査を実施しています。現在の認定調査件数は中野区全体の半数以上を担っています。平成27年度からは社会福社会館近くに事務所を構え、事業の充実に努めております。

区市町村事務受託法人としての責任と社会福祉協議会の持つ公平性・中立性に基づき区民や各関係機関から信頼される認定調査業務を行います。

### (2) 中野区社会福社会館の管理運営 (中野区指定管理受託事業)

1995 (平成7) 年中野区社会福社会館開設以来の本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006 (平成18) 年度よりは指定管理者として管理運営を行っています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上の図る」という社会福社会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力し運営を行います。

### ※中野地区配分推せん委員会事務局 (東京都共同募金会)

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動 (地域活動いきいき) 募金のうち、中野区内に配分される募金 (地域配分) の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年2回開催します。中野区内で集められた募金を有効活用するため、中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。